

議 事 録

令和4年11月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和4年第11回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年11月7日(月)13時21分から14時05分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名：1番 多久 正光

5. 議題

議案第86号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第87号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第88号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第89号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第90号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第91号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第17号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第18号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。



2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

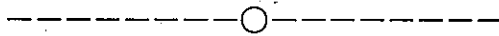
皆さんこんにちは。本日の総会は、委員 14 名全員の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

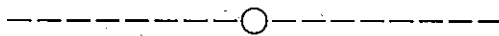
ただ今から、令和 4 年第 11 回総会を開会致します。



3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、9 番：光永太委員、10 番：志方精之委員にお願いいたします。



4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 86 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。まず、農業委員さん自らの申請となります提案番号 168 番を除いた案件の審議をいたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 86 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 161 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 1 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 162 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 2 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 163 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得です。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 3 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 164 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 4 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 165 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人家族の住宅予定地に隣接しているため耕作便利によるものです。

調査書 5 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 166 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人家族の住居予定地に隣接しているため耕作便利によるものです。

調査書 6 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 167 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書 7 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 169 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得です。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書 9 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 161 番から 163 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 161 番から 163 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 164 番を南部地区担当委員

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号164番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号165番から167番までと169番を東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号165番から167番までと169番現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第79号中、提案番号168番を除き、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、提案番号168番議題とします。この提案番号につきましては、1番多久委員本人の申請となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項 議事参与の制限により、議案への審議はご遠慮願います。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

提案番号168番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書8ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号168番を東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号 168 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。提案番号 168 番は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 168 番は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 87 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案 87 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 22 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。転用者は個人で、申請地の田 1,062 m²を集団住宅として転用する案件です。調査書の 10 ページに立地基準を、11 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 23 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。転用者は個人で、申請地の田 983 m²を農業用機械倉庫として転用する案件です。調査書の 12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。
以上、2 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 22 番から 23 番を南部地区担当委員

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 22 番から 23 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第87号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第88号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第88号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号77番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田60㎡を取得し、宅地を拡張する案件です。なお、申請地は既に宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査書の14ページに立地基準を、15ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号78番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑13筆、計12,300㎡を取得し、養鶏場として転用する案件です。なお、本案件は3,000㎡を超えるため、熊本県農業会議への諮問案件となります。

調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号79番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田496㎡を取得し、資材置場として転用する案件です。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号80番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田1,607㎡に使用貸借権を設定し、駐車場及び資材置場として転用する案件です。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 81 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田の一部 1,607 m²に賃貸借権を設定し、農業用倉庫として転用する案件です。なお、申請地は令和 3 年頃から農業用倉庫として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 82 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 2 筆、計 1,303 m²を取得し、宅地分譲地として転用する案件です。

調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 83 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 241 m²を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 84 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 3 筆、計 1,794 m²を取得し、集団住宅として転用する案件です。

調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 85 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 2 筆、計 498 m²を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 86 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は建設業を営む個人で、申請地の田 855 m²を取得し、資材置場として転用する案件です。

調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上、10 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 77 番から 79 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 77 番から 79 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 80 番から 84 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 80 番から 84 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 85 番から 86 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 85 番から 86 番までは、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 78 番の申請地の西側と東側にそれぞれ道路があるみたいですが、計画の妨げにはならないのでしょうか。

○事務局（北原薫君）

ただ今の質問にお答えします。担当課に確認したところ、申請地の左側の里道は用途廃止後に払い下げの予定で、右側の里道は付け替えの予定との事でございます。また、周辺地権者との調整は終わっております。

○議長（坂本照子君）

他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第 88 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 89 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第 89 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定 22 件、再設定が 2 件その面積は 48,454 m²でございます。

提案番号 178 番から提案番号 186 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、178 番から 180 番はスイカ、181 番、182 番は水稻・飼料作物、183 番は野菜、184 番から 185 番は水稻・大豆・麦、186 番は温州みかんを作付け予定でございます。

なお、ただいま説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 27 ページから 41 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 89 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 90 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第 90 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 13 件、再設定が 2 件でその面積は、29,554 m²でございます。

提案番号 153 番から 33 ページ 159 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、153 番は水稻、154 番はいちご、155 番は野菜、156 番は水稻、157 番は大豆・麦、158 番は水稻・麦、159 番は水稻・アスパラを作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 42 ページから 48 ページに記載のとおりです。

また、提案番号 153 番から 159 番までの全ての議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

次に、議案第91号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第91号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号29番から36番の土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真・土地利用計画図の25ページから32ページに掲載のとおりです。自然発生した雑木等や管理されなくなった孟宗竹等が繁茂している状態となっております。

また、耕作のための道路の幅員も狭く、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第91号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

4. 報告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第17号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第17号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年9月に届出がありました件数は16件、筆数の合計は134筆、面積の合計は104,331

m²でございます。詳細につきましては、36～37 ページに記載のとおりでございます。

なお、この中で、あっせんを希望されている案件につきましては、遊休農地の発生防止の観点からも、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員さんで、農地のマッチングをしていただく事になりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願ひします。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 17 号は終わります。

次に、報告第 18 号、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第 18 号、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による届出について報告いたします。

令和 4 年 9 月に届出がありました件数は 4 件、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。受付番号 19 番は携帯電話基地局、20 番は農業用倉庫、21 番は農業用機械倉庫、22 番は携帯電話基地局でございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願ひします。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 18 号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これもちまして令和 4 年第 11 回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願ひします。これもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

9番 農業委員

光永 太

10番 農業委員

志方精之